



亀田向陽自治会だより 号外



全戸配布

2010・07・26 発行 Vol.2 亀田向陽自治会

集団資源回収のお知らせ

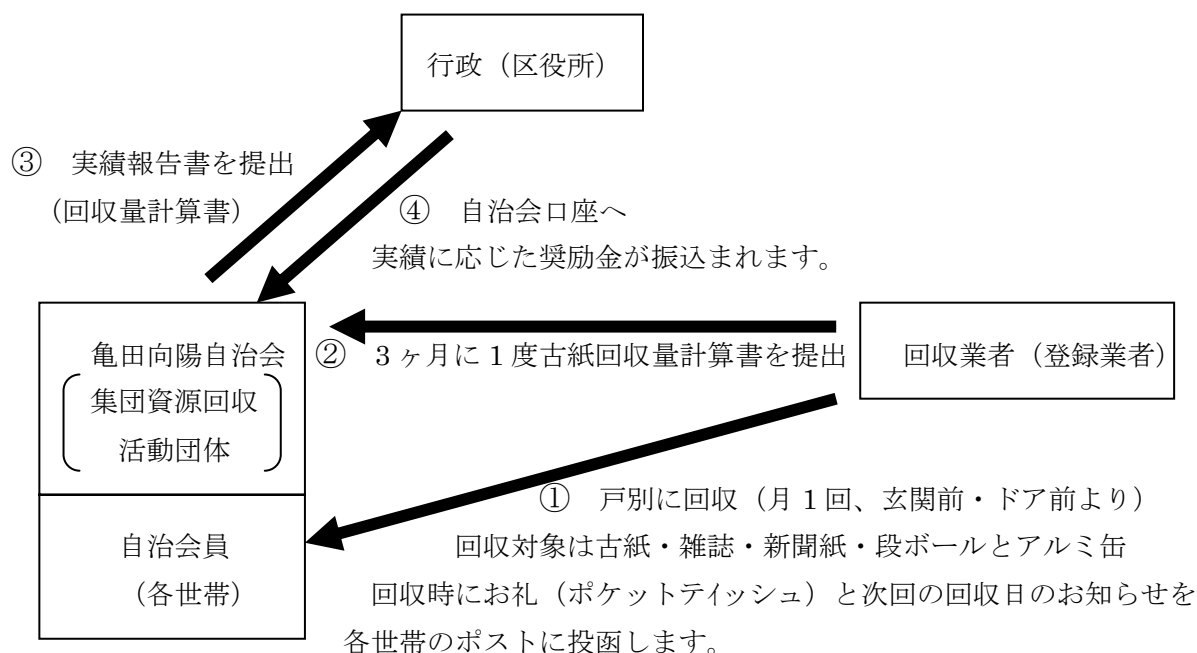
当自治会では集団資源回収活動を始めます。その目的はズバリ、子ども会の活動資金や自治会館建設費を含めた自治会活動の資金集めです。

仕組みを簡単に説明します。

自治会は特定の回収業者（市に登録された業者）と回収の契約を結びます。自治会は同時に新潟市に「集団資源回収活動団体」の登録を行います。

回収業者は月 1 回の回収日に戸別に新聞紙・古紙・雑誌・ダンボールとアルミ缶を回収します。
（戸建ては玄関前、アパートはドアの前に出してください。回収のお礼はその都度ポストにお入れします。）

回収業者は 3 ヶ月に一度回収した量を自治会に報告します。自治会はその報告書を区役所に提出します。
区役所はその量により計算された奨励金を自治会に振り込みます。



＊ 集団資源回収活動を行っても、通常のゴミステーションでの古紙回収やアルミ缶回収をさまたげるものではありません。今まで通りに行政指定の曜日にゴミステーションへ持込みしていただいても構いません。

集団資源回収のルール

- (1) 開始月：平成 22 年 9 月より行います。回収日のお知らせは 8 月中に各世帯のポストへ投函します。
- (2) 回 収：月に 1 回。指定された日の朝 8 時までに玄関前、アパートのドア前にお出してください。
- (3) 対 象：
 - ① 新聞紙
 - ② 古紙（チラシ、カタログ、本、雑誌、ノート、ボール紙、牛乳パック、ティッシュペーパーの箱）
*牛乳パックは開いて洗ったものを、ティッシュペーパーの箱はビニール部分を取り除き開いたものをお出してください。
 - ③ 段ボール
 - ④ アルミ缶は良く洗い、水気を切って、出来れば缶をつぶした状態でお出してください。

①～③はビニール紐等で十文字しぼりをしてくずれないようにお願いします。
アルミ缶はスーパー等のビニール袋に入れてください。

注意（1）回収不能なもの

トイレットペーパー、サランラップなどの円筒状の厚紙、金・銀でコーティングされた紙。

- (2) ルール違反で出されたものはレッドカードを貼って回収しません。

例えば、中身が入ったままのビール缶やスチール缶が混じっている袋。

回収不能なものが混じっている古紙の類などです。

資源回収業者として亀田向陽自治会が指定した業者は

エコファクトリー・フクイ です。（新潟市資源回収登録業者 No.97）

住所：江南区横越川根町 3-11-21 電話：025-385-3730

代表：福井 泰 携帯番号：090-6684-8626

* 以上の計画は 7 月 24 日（土）に開催された組長会議にて検討し基本案を決定した後、役員と回収業者との話し合いにより詳細を詰めたものです。この活動を開始すると皆様から様々な意見や要望が出るとは思いますが、どしどしお寄せください。回収ルールの見直しや、また予定されている自治会館の使い勝手にも反映させていきたいと考えております。

* 当自治会は子どもの数が年々増えています。昨年度実施できた子ども会主催のボーリング大会は子供の数が増えて予算が足りず、今年は実施できない状況です。

* 戸建て約 200 世帯、アパート・マンション約 280 世帯の全 480 世帯から集団回収に協力していただければ年間 20 万円以上の収益が見込めます。是非みなさんのご理解とご協力をお願いいたします。